

極秘ノ傳アリ、裏ノ肉置ニ習アリ、筒ノ制モ亦傳受アリ、盆立臺天目ノ時ハ、必ズ象牙又ハ珠光ヲ可用、盆立臺立ハ古法ナル故ニ、器物モ亦如此、茶盛陶ノ時ハ、茶杓ヲ盃ノ縁ニ可置、扱茶盛ヲ其座ニ直シ茶ヲ可解、塗物ノ時ハ、其儘右手ニ持ナガラ茶盛ヲ座ヘ直シ茶ヲ解也、又圭首座ノ作アリ是ハ利休下削ヲセラレシ故ニ、其自作ハ添樋有テ、節ヲ本ヘ寄、格ヲ替テ少傳アリ、最モ可用也、

〔茶器名物集〕一茶杓 朱德象牙、昔紹鷗所持、茄子ノ茶杓也、

一茶杓 朱德二ツ目結象牙、總見殿織田信長御代、火ニ入失申、此外朱德之茶杓可有數、次ニハチブ

チモ茶杓ケヅリ也、

右兩作、當世ハ捨リ申候、如何、

一竹茶杓 朱德作アサキ代千貫、總見院殿御代ニ、火ニ入失申、

〔當時珍說要秘錄八〕坂和田喜六落穂の茶杓堀田へ參らする事、天王寺屋慶子田くらの茶杓の事、一淀の城主の家來坂和田喜六と云者、好んで茶の道をたしなみけるに、いづくともなく茶杓を求たり、何とやらんまほら敷出來たる様に覺ければ、右茶杓を或時小堀遠江守を招請して見せければ、是は萬屋の作なりと被申たり、扱々左様には不存して麤相に仕たり、此上は大切に可仕とぞ申、大きに歡びけり、其茶の席に天王寺屋慶子も居たりけるが、私所持の茶杓も、何とやらん是に似申たりと云ければ、取よせ見せ給へと有故、慶子則茶杓を遠州へ見せければ、是も同作の物也、隨分大事に被致よと被申たり、其節坂和田喜六は、右の茶杓に名をつけ給はれと、小堀へ頼みければ、遠州此茶杓誠に拾物なれば、落穂と名付給ふべしといわれし故、坂和田も歡び、此以後落穂とぞ云ける、慶子も其時、何卒私の茶杓も名を御附可被下と頼ければ、則中村慶子茶杓を田くらと名附可申とぞ被申けると也、兩人隨分大事にせしを、時の老中堀田相模守是を被及聞て、坂和田喜六方へ所望被致けり、喜六不得止事して相州へ參らせけり、拾ひ物とて落穂と附し貰